

都市計画の種類等

都市計画の種類		市決定	県決定	
都市計画区域			○	
区域区分			○	
地域 地区	用途地域	○		
	特別用途地区	○		
	特定用途制限地域	○		
	高度地区	○		
	高度利用地区	○		
	防火地域、準防火地域	○		
	風致地区	○		
	面積10ha以上で2以上の市町の区域		○	
	駐車場整備地区	○		
	臨港地区	重要港湾		○
国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾以外		○		
流通業務地区			○	
都市 施設	道路	一般国道、高速自動車国道	○	
		県道、その他自動車専用道路（高速自動車国道を除く）	○	
		その他の道路	○	
	都市高速鉄道			○
	駐車場		○	
	自動車ターミナル		○	
	通路		○	
	公園		○	
	面積10ha以上国又は県が設置			○
	緑地		○	
	面積10ha以上で国又は県が設置			○
	墓園		○	
	面積10ha以上で国又は県が設置			○
	公共下水道	2以上の市町の区域		○
		その他	○	
	ごみ焼却場 その他処理施設	産業廃棄物処理施設		○
		その他	○	
	市場		○	
	と畜場		○	
火葬場		○		
流通業務団地			○	
防火水槽		○		
市街地 開発事業	土地区画整理事業		○	
	面積50ha超で国の機関又は県が施行		○	
	市街地再開発事業		○	
面積3ha超で国の機関又は県が施行			○	
地区計画等		○		

※都市計画の種類は、現在、鹿児島市が定めている都市計画を表示しております。